

平成18年加美町議会第3回定例会会議録第3号

平成18年9月19日(火曜日)

出席議員(19名)

1番	佐藤正憲君	2番	米木正二君
4番	一條光君	5番	吉岡博道君
6番	門脇幸悦君	7番	下山孝雄君
8番	沼田雄哉君	9番	工藤清悦君
10番	三浦英典君	11番	佐藤善一君
12番	近藤義次君	13番	佐藤澄男君
14番	福島久義君	15番	尾形勝君
16番	高橋源吉君	17番	一條寛君
18番	星義之佑君	19番	猪股信俊君
20番	米澤秋男君		

欠席議員 なし

欠 員(1名)

説明のため出席した者

町 長	星 明 朗 君
助 役	清 野 健 一 君
収 入 役	堀 川 勇 逸 君
総 務 課 長	今 野 正 晴 君
危機管理監兼室長	佐々木 幸 輝 君
行政改革推進室長	吉 田 恵 君
企画財政課長	早 坂 仁 君
町 民 課 長	猪 股 雄 一 君
税 務 課 長	古 内 公 雄 君
特別徴収対策室長	千 葉 利 一 君

農 林 課 長	早 坂 宏 也 君
森 林 整 備 対 策 室 長	大 類 恭 一 君
商 工 観 光 課 長	伊 藤 東 君
や くら い 高 原 温 泉	
保 養 セ ン タ ー 所 長	早 坂 忠 幸 君
建 設 課 長	板 垣 政 義 君
保 健 福 祉 課 長	柳 川 文 俊 君
上 下 水 道 課 長	高 橋 行 雄 君
会 計 課 長	佐 藤 勇 悦 君
小 野 田 支 所 長	小 松 信 一 君
宮 崎 支 所 長	岩 淵 浩 弥 君
総 務 課 長 補 佐	高 橋 ち え 子 君
教 育 長	伊 藤 善 一 郎 君
教 育 総 務 課 長	三 嶋 秀 二 郎 君
社 会 教 育 課 長	三 浦 庄 一 郎 君
文 化 振 興 課 長	竹 中 直 昭 君
体 育 振 興 課 長	三 浦 又 英 君
農 業 委 員 会 会 長	兔 原 伸 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 熊 忠 男 君
代 表 監 査 委 員	引 地 田 路 子 君
監 査 委 員 書 記	佐 藤 鉄 郎 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	澤 口 信 君
副 参 事 兼 議 事 調 査 係 長	鈴 木 茂 君
主 事	伊 藤 一 衛 君
主 事	佐 藤 順 子 君

議事日程 第3号

第 1 会議録署名議員の指名

- 第 2 認定第 1号 平成17年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 2号 平成17年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 3号 平成17年度加美町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 4号 平成17年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 5号 平成17年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 6号 平成17年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 7号 平成17年度加美町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 8号 平成17年度加美町小野田簡易給水施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第 9号 平成17年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 認定第10号 平成17年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 認定第11号 平成17年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 認定第12号 平成17年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 認定第13号 平成17年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 認定第14号 平成17年度加美町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 認定第15号 平成17年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第17 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第18 議発第 2号 道路整備の促進と道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提

出について

- 第19 議発第 3号 出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について
- 第20 議発第 4号 ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書の提出について
- 第21 新庁舎建設調査特別委員会の中間報告について
- 第22 議員派遣の件について
- 第23 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23まで

午後2時00分 開議

議長（米澤秋男君） 皆さん、こんにちは。

今日は、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（米澤秋男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、11番佐藤善一君、12番近藤義次君を指名いたします。

日程第2 認定第1号 平成17年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第3 認定第2号 平成17年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 認定第3号 平成17年度加美町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 認定第4号 平成17年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第5号 平成17年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第6号 平成17年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第7号 平成17年度加美町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第8号 平成17年度加美町小野田簡易給水施設事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第9号 平成17年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第10号 平成17年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第11号 平成17年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別  
会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第12号 平成17年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認  
定について

日程第14 認定第13号 平成17年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認  
定について

日程第15 認定第14号 平成17年度加美町工業用地等造成事業特別会計歳入歳  
出決算認定について

日程第16 認定第15号 平成17年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定につ  
いて

議長（米澤秋男君） お諮りします。日程第2、認定第1号平成17年度加美町一般会計歳入歳出決算認定につ  
いて、日程第3、認定第2号平成17年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第  
4、認定第3号平成17年度加美町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第4号平成17  
年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第5号平成17年度加美町介護サービ  
ス事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第6号平成17年度加美郡介護認定審査会特別会計  
歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第7号平成17年度加美町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定  
について、日程第9、認定第8号平成17年度加美町小野田簡易給水施設事業特別会計歳入歳出決算認定につい  
て、日程第10、認定第9号平成17年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第  
10号平成17年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第11号平成17年度加  
美町小野田温泉保養センター等事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、認定第12号平成17年度加  
美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、認定第13号平成17年度加美町浄化槽事業特別  
会計歳入歳出決算認定について、日程第15、認定第14号平成17年度加美町工業用地等造成事業特別会計歳入歳  
出決算認定について、日程第16、認定第15号平成17年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について、以上  
15件はいずれも平成17年度決算であり関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題と  
いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、日程第2、認定第1号から日程第16、認定第15号まで  
を一括議題とすることに決しました。

認定第1号から認定第15号までは平成17年度決算審査特別委員会に付託しておりますので、審査結果につ  
いて委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長佐藤善一君、御登壇願います。委員長。

〔決算審査特別委員会委員長 佐藤善一君 登壇〕

決算審査特別委員会委員長（佐藤善一君） 本特別委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

認定第1号平成17年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定であります。

認定第2号平成17年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定であります。

認定第3号平成17年度加美町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定であります。

認定第4号平成17年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定であります。

認定第5号平成17年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定であります。

認定第6号平成17年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定であります。

認定第7号平成17年度加美町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定であります。

認定第8号平成17年度加美町小野田簡易給水施設事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定であります。

認定第9号平成17年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定であります。

認定第10号平成17年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定であります。

認定第11号平成17年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定であります。

認定第12号平成17年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定であります。

認定第13号平成17年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定であります。

認定第14号平成17年度加美町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定であります。

認定第15号平成17年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定であります。

以上のとおり認定いたしましたので、御報告を申し上げます。

議長（米澤秋男君） 決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。質疑は決算審査特別委員会において十分に尽くされたものと思いますので、質疑を省略して直ちに討論を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、質疑を省略して直ちに討論を行うことに決しました。

これより討論を行います。討論ありませんか。まず、原案に反対者の討論を許可いたします。ございませんか。（「なし」との声あり）

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。ございませんか。12番近藤義次君。

12番（近藤義次君） 平成17年度決算について賛成討論をするものでございます。

一般会計 154億 6,000万円、特別会計96億 4,000万円ということで、240億円というすばらしい金額になっているわけでありまして。一般会計から特別会計へ繰り入れる分14億円ほどあるので234億円ほどの会計になるわけですが、財政状況を見ても幾らかずつポイントがよくなっているわけでありまして。

特に、義務的経費を見ると、給料関係で1億円以上の金が下がっているわけでありまして。そのほかに公債費が前年度と比べて4億円ほど下がっていると。そのほかに、合併によって特例を認められる合併の財調、将来に対する、加美町にいろいろな災害が出た場合に困るということで5億円の金が積み立てられているわけでありまして。苦しい中でこのような将来に向かっての財調の積み立て、まさにすばらしいことではなかろうかと思うものでございます。

一方、投資的経費を見ると、前年と比べて11億円ほど増加をいたしているわけでございます。これは、学校の建設すべて含まれるわけでありまして。宮崎小学校の建設あるいは広原小学校の建設、それからプールの建設、各学校のプールの建設、そのほか中新田中学校の建設に対する準備、解体なりあるいはいろいろなものに対する投資、そのほか文化会館の1億 2,000万円の平成17年度分の負担、そのほか保育所の完成による、中新田保育所に集まった242人の子供たちの、3保育所の合併によるすばらしい保育所ができ上がったことに対する子供たちへの環境の整備、並びに今後の子供たちの成長に対する健やかな成長への喜びを感じていただいております。そのほか農業関係あるいは農道関係、いろいろな面で投資がなされているわけでございます。すばらしい成果が上がった平成17年度だったと思うのであります。

一方、社会情勢を見ると、地方自治法の改革によって副町長制が出てくると。あるいはまた、議長が臨時議会を招集、請求できるというような新しい自治法の変革が刻々と出てきているわけでありまして。その中であって、加美町は将来に向かって合併後3年間、着々と築いてきたこの基をなお一層今後の加美町の発展の



基礎として、なお一層町長を初め職員一同、忍耐と寛容の今までの精神をもって頑張っていたことをお願いして賛成討論とするものでございます。議員各位の賛成をお願いして終わります。

議長（米澤秋男君） 次に、反対者の討論を許可いたします。ございませんか。（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。13番佐藤澄男君。

13番（佐藤澄男君） 平成17年度加美町会計歳入歳出決算について賛成の立場から討論を行います。

一般会計及び特別会計総計決算額、歳入 251億 2,846万 4,463円、歳出 240億 8,475万 7,148円、差し引き残額10億 3,870万 7,315円、実質収支額8億 4,807万 4,000円の黒字決算となり、各種会計とも総じて計画した事業が遂行された結果の数字と受けとめ、喜ばしく、町長初め執行機関の労を多とするものであります。

しかしながら、財政の構造につきまして分析すれば、普通会計を見ますと歳入総額 158億 782万 1,000円、歳出総額 152億 682万 1,000円、差し引き 6億 100万円ではありますが、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は4億 7,371万 6,000円の黒字、これから前年度実質収支額を控除した単年度収支額は1億 1,434万 7,000円の黒字であります。このことは、何とか数字を合わせたまさに綱渡りの財政運営であったとも言えるものであり、経常収支比率は前年度より若干改善されたとはいえ93.1%と、標準とされる75%を大きく上回っていることに変わりはありません。さらに、町債の状況を見ると、一般会計、特別会計の平成17年度末現在高は 31億 1,614万円となり、前年度末現在高と比較をしますと11億 519万 9,000円、 3.4%増加をしております。

このように、積極的投資事業が展開された反面、財政事情が好転しているとは言いがたい状況にあります。私が一般質問でただしたように、財政計画を着実に実践していかなければ、加美町の未来に大きな陰りが生じると危惧されるものでもございます。実質公債費比率20.6%と報じられたこの不名誉な数字を払拭すべく、この状況を真摯に受けとめ、改善に全力を挙げて取り組まれることを強く希望するものであります。

今時、決算審査特別委員会における委員各位の厳しい質問・意見は、多くの困難を克服して合併、加美町誕生4年目を迎えたまちづくりへの真剣な眼差し、「高齢者には安らぎを、青少年には夢を」、このことを具現化しようとする心根のあらわれであり、執行機関とそれをチェックする役割を持つ議会の健全性を示すものとして評価されると確信するものであります。この意を体して、加美町の将来が力強く雄々しく発展されんことを切に願って賛成討論といたします。議員各位の満堂の賛意をお願いを申し上げます。

議長（米澤秋男君） 次に、反対者の討論を許可いたします。ございませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成者の討論を許可いたします。ございませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより認定第1号平成17年度加美町一般会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号平成17年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号平成17年度加美町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号平成17年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号平成17年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号平成17年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号平成17年度加美町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号平成17年度加美町小野田簡易給水施設事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号平成17年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

次に、認定第10号平成17年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

次に、認定第11号平成17年度加美町小野田温泉保養センター事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

次に、認定第12号平成17年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

次に、認定第13号平成17年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

次に、認定第14号平成17年度加美町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

次に、認定第15号平成17年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第17 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（米澤秋男君） 日程第17、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明申し上げます。

本案件は人権擁護委員として平成18年12月31日で任期満了となります小野田地区の一條豊治委員について、引き続き委員として推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

任期は平成19年1月1日から平成22年12月31日までの3年間となりますが、人権擁護委員は法務大臣の委嘱となり、その手続等に約3カ月を要するため今議会に諮問したものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

本案は人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり一條豊治さんを答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、原案とおり答申することに決しました。

日程第18 議発第2号 道路整備の促進と道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出について

議長（米澤秋男君） 日程第18、議発第2号道路整備の促進と道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読させます。事務局長。

事務局長（澤口 信君） それでは、朗読説明をいたします。

議発第2号

道路整備の促進と道路特定財源制度の堅持に関する意見書

上記意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成18年9月19日

提出者	加美町議会議員	福島久義
賛成者	同	下山孝雄
	同	一條光
	同	門脇幸悦
	同	尾形勝
	同	猪股信俊

であります。

次ページをお開き願います。

#### 道路整備の促進と道路特定財源制度の堅持に関する意見書（案）

道路は、人と暮らしを支え、豊かな地域社会の形成を図る最も基本的な社会資本であり、急速に少子高齢化が進展する中、活力ある地域づくりと豊かで潤いのある生活の実現のためには、環境と調和を図りながら、社会資本を計画的に整備することが不可欠であり、自動車交通に依存せざるを得ない当地方においては、国道、県道の幹線道路と市町村道の道路整備やネットワーク化が立ちおくれ、交通混雑は激化の一途をたどっている状況にあります。

このように、当地方における道路整備は、いまだ不十分な状況の中で、年々減少を続ける道路整備予算の現状は、地域の課題に的確に対応した道路整備を推進していく上で重大な支障を生じることが懸念されます。

また、本町は平成15年4月に3町の合併により新しく誕生した町ですが、今後のまちづくりを推進する上で地方道路網の整備は欠かせない第一の条件であります。

そのため、次の事項について、特段の配慮がなされるよう強く要望いたします。

1. 地方における活力ある地域づくり、町づくりを行うため、その基盤である道路整備を一層促進するとともに、道路網の早期形成を図ること。
2. 地方道路整備の必要性及び実情を踏まえ、道路整備を的確に促進するため、道路整備予算の総額を大幅に増額するとともに、地方への道路整備に重点的に配分すること。
3. 受益者負担の原則に基づく道路特定財源制度を堅持し、一般財源化することなく、全額を道路整備予算に充当すること。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出いたします。

平成18年9月19日

宮城県加美町議会議長 米澤秋男

衆議院議長 河野 洋平  
参議院議長 扇 千景  
内閣総理大臣 小泉 純一郎 あて  
総務大臣 竹中 平蔵  
財務大臣 谷垣 禎一  
国土交通大臣 北側 一雄

以上です。

議長（米澤秋男君） ここで提案者の趣旨説明をお願いいたします。福島久義君、御登壇願います。

〔14番 福島久義君 登壇〕

14番（福島久義君） ただいま事務局長より朗読をいたしました道路整備の促進と道路特定財源制度の堅持に関する意見書（案）について趣旨説明を申し上げます。

道路は、町民の日常生活や活力ある地域社会の形成、産業の振興を図る上で基本となる重要な社会基盤であります。また、救急救命医療機関へのアクセスの向上及び災害時における緊急輸送の確保に道路の整備は必要不可欠であります。

本町においては国道 347号、国道 457号、一般県道、幹線市町村道の整備はまだまだ不十分であり、将来の社会経済を担う若人や子供たちが安全で安心できる生活を営み、活力あふれる地域づくりを構築するためには、道路整備は緊急の課題となっております。

こうした中、政府の歳出抑制策などにより道路建設事業が減少していることに加え、政府税制調査会や経済財政諮問会議では道路特定財源を一般財源化にしようとする議論が行われています。

このため、本町議会は国に対して、重要生活関連社会資本である道路整備の着実かつ計画的な推進と、地域間格差の是正と均衡ある国土の発展を図るため、おこなっている地方への道路整備に重点的に配分するよう要望するとともに、道路整備を強力に推進するため、受益者負担という制度の趣旨を踏まえ、道路特定財源制度の堅持を強く要望するものであります。

どうか議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議発第2号道路整備の促進と道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出についての採決を行

います。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議発第2号道路整備の促進と道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに決しました。

日程第19 議発第3号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について

議長（米澤秋男君） 日程第19、議発第3号出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読をさせます。事務局長。

事務局長（澤口 信君） 議発第3号であります。

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成18年9月19日

提出者	加美町議会議員	福島久義
賛成者	同	下山孝雄
	同	一條光
	同	門脇幸悦
	同	尾形勝
	同	猪股信俊

であります。

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（案）

全国の破産申立件数は、年間約20万件と、依然として高水準にある。多重債務を抱えた潜在的破産予備軍は200万人にも及ぶといわれ、多重債務問題が経済的理由による自殺等を引き起こす要因にもなっており、深刻な社会問題である。



現在、わが国の低金利状況下において、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の上限金利は年29.2%と大変な高金利であり、多重債務者を生み出す大きな要因の一つになっている。少なくとも、利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが必要である。

利息制限法は経済的に弱い立場に置かれた人々を暴利取得から保護することをその立法趣旨とする強行法規であり、その例外として暴利取得を認めるような貸金業規制法43条は、その立法趣旨に反し、さらに、「資金需要者の利益の保護を図る」という貸金業規制法自体の目的規定とも相容れないものといえる。

同様に、出資法附則に定める日賦貸金業者（日掛け金融）については、その存在を認める必要性はないこと、また、電話担保金融の社会的・経済的需要は極めて低いことなどから、両者の年 54.75%という特例金利も直ちに廃止すべきである。

よって、加美町議会は、国会及び政府に対し、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」を下記のとおり改正することを強く要請する。

#### 記

1. 出資法第5条の上限金利を、利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること
2. 貸金業規制法第43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃する
3. 出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月19日

宮城県加美町議会議長 米澤秋男

衆議院議長	河野洋平	
参議院議長	扇千景	
内閣総理大臣	小泉純一郎	あて
総務大臣	竹中平蔵	
法務大臣	杉浦正健	
金融担当大臣	柳澤伯夫	

以上です。

議長（米澤秋男君） ここで提案者の趣旨説明をお願いいたします。福島久義君、御登壇願います。

〔14番 福島久義君 登壇〕

14番（福島久義君） ただいま事務局長より朗読いたしました出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書について、趣旨説明を申し上げます。

国においては、出資法及び貸金業規制見直しについて今秋開催予定の臨時国会に向け調整をしているようでもあります。全国破産申立件数は年間約20万件を超える高水準にあります。その多くは、消費者金融、クレジット及び商工ローン等の貸金業者から多額の債務を負った多重債務者や中小零細事業者であり、多重債務者問題が自殺や犯罪などを引き起こす要因になっているケースも多く、深刻な社会問題となっております。

多重債務者を生み出す大きな要因の一つに、高金利が挙げられます。出資法の上限金利は年29.2%という大変な高金利であるが、この金利については平成15年7月、いわゆるやみ金融対策法を制定の際、同法施行後3年をめぐりに見直すと言われていました。現在の超低金利状況にもかかわらず、高金利であることから、出資法の上限金利を利子制限法の制限金利15%ないし25%にまで早急に引き下げることが必要であります。

また、貸金業の規制等に関する法律第43条のいわゆるみなし弁済規定は、20%を超えても借り手が任意に支払う意思を示した場合などには貸金業者が受け取ることから、貸金業者の利息制限法を超える金利での貸し付けを助長し多くの多重債務者を生み出しており、早急に廃止すべきであります。

出資法附則に定める日賦貸金業者については、集金による返済という形態の必要性が失われていること、また、厳格に要件を守らない行為が横行していることなどから、特例として認めている年54.75%の金利を廃止する必要があります。

あわせて、同法附則に定める電話担保金融についても、電話加入権が財産的価値をなくしつつある今日、特例金利を認める社会的・経済的需要は極めて低く、この年54.75%という特例金利を直ちに廃止すべきであります。

以上のことから、国においては、一般町民が安心して利用できる消費者金融市場の構築と多重債務者問題の抜本的解決のため、出資法及び貸金業の規制等に関する法律を改正することを強く要望するものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議発第3号出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議発第3号出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出については原案のとおり提出することに決しました。

日程第20 議発第4号 ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書の提出について

議長（米澤秋男君） 日程第20、議発第4号ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読させます。事務局長。

事務局長（澤口 信君） 議発第4号であります。

ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成18年9月19日

提出者	加美町議会議員	一 條 寛
賛成者	同	佐 藤 澄 男
	同	三 浦 英 典
	同	沼 田 雄 哉

ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書（案）

1分1秒を争う救急医療の”切り札”としてドクターヘリの全国配備が強く望まれています。特に近年、医師の偏在や不足が重大化しつつある中で、患者がどこにいても短時間内に治療や搬送を行うドクターヘリの配備の必要性は高まっています。

日本の現状はドクターヘリが広く普及している欧米諸国と比べると大きな格差があります。例えば、1970年に世界に先駆けてドクターヘリを導入したドイツでは、その後20年間で交通事故による死亡者数を約3分の1にまで劇的に減少させています。また、山岳地帯が多いスイスでは、国内どこへでも概ね15分以内に医師を乗せたヘリを現場に派遣して、治療行為を開始できる体制をとっています。

しかし、日本では平成13年度からドクターヘリ導入促進事業がスタートしましたが、現在、岡山、静岡（2機）、千葉、愛知、福岡、神奈川、和歌山、北海道、長野の9道県10機の運行にとどまっています。導入が進まない要因の一つは、運営主体となる都道府県や病院の過重な財政負担であることが指摘されています。

よって政府においては、救急救命に大きな効果を上げるドクターヘリの全国配備を推進するために、財政基盤の確立を含めて体制整備に必要な措置を図る新法の制定を強く求めます。

1. 国と都道府県の責務を明記すること
2. 国が整備に必要な経費を補助すること
3. 運行費を支給するなど財政安定化を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年9月19日

宮城県加美町議会議長 米澤秋男

衆議院議長 河野洋平  
参議院議長 扇千景  
内閣総理大臣 小泉純一郎 あて  
厚生労働大臣 川崎二郎  
国土交通大臣 北側一雄

以上です。

議長（米澤秋男君） ここで提案者の趣旨説明をお願いいたします。一條寛君、御登壇願います。

〔17番 一條寛君 登壇〕

17番（一條寛君） ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書（案）について趣旨説明をいたします。

人の生死を分ける緊急事態に対処する救急体制は、我が国の場合、世界の先進国に比べ著しくおくれております。それは、救急車を補完し、救急速度を上げることのできるヘリコプター救急のシステムに欠けているからであります。ヘリコプターの活用により救命率を一挙に上げることができることは欧米各国の事例で実証されているところであり、我が国でも数年前に始まったドクターヘリのわずかな実績を見るだけで明らかになっております。

ドクターヘリの年間運行費用は2億円程度であり、50機を全県配備して運行してもその経費は100億円、国民1人当たり約80円の負担であり、救命効果を考えれば決して高くはないと思います。この程度の負担で多くの急病人や交通事故の被害者が命を落とさずに済むのであれば、ドクターヘリの配備を急ぐべきと思います。

今の日本では、ドクターヘリがあれば助かった命が日々失われている可能性があります。救急車による救急活動を補完するヘリコプター救急の体制を整備することは、21世紀日本の重要課題の一つだと思います。ゆえに、ドクターヘリの全国配備を推進するための新法の制定を求める意見書の提出を提案するものであり

ます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたし、趣旨説明といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議発第4号ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める意見書の提出についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議発第4号ドクターヘリの全国配備を新法制定を求める意見書の提出については原案のとおり提出することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後2時58分 休憩

午後3時15分 再開

議長（米澤秋男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21 新庁舎建設調査特別委員会の中間報告について

議長（米澤秋男君） 日程第21、新庁舎建設調査特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

新庁舎建設調査特別委員長から中間報告をしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。本件は申し出のとおり報告を許可したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。したがって、新庁舎建設調査特別委員会の中間報告を許可することに決定いたしました。

新庁舎建設調査特別委員長の発言を許します。新庁舎建設調査特別委員長下山孝雄君の御登壇を願います。

〔新庁舎建設調査特別委員長 下山孝雄君 登壇〕

新庁舎建設調査特別委員長（下山孝雄君） それでは、本委員会を実施した調査事件について、調査の結果を次のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

#### 新庁舎建設特別委員会中間報告

##### 1. 調査事件 加美町の新庁舎建設に関する調査

##### 2. 調査の経過

第1回委員会平成17年9月16日から平成18年8月8日第7回委員会まで、7回の委員会を開催いたしております。

各委員の皆さん方には報告書を配付しておりますので、要約して報告といたしたいと思っております。

第2回委員会、平成17年10月11日、主に新庁舎建設にかかる検討体制について協議をいたしました。説明のために企画財政課長、その他の方々に出席を求め調査を行っております。これは、ほかの委員会でも第3回、第5回、そのときにも要請をして参加をしていただいております。

第3回委員会、平成17年11月14日、庁舎建設に伴う財政計画、それと、新庁舎建設検討委員会、また調査委員会の報告をいただいて協議を行っております。

第4回委員会、平成18年1月26日から27日、先進地視察を実施しております。

26日については利府町、本町と類似団体ということで、また、加美町が目標とする職員数、特に本所に入るであろう人数の規模が大体同じというようなことで利府町を選定しております。

また、27日についてはあきる野市、これは新町合併自治体で庁舎建設に取り組んだ数少ない事例として先進地視察に選びました。

どちらについても、建設時期はあらかじめ準備しておりました基金の造成、それらが建設予算の大体50%の段階で建設の時期になっております。特に利府町においては、建設時に行政改革に取り組んだ点が評価されると思います。

視察した2自治体どちらも民間活力のある地域であり、庁舎場所移転の問題については反対もあつたわけではありますが、比較的楽にクリアできたものと思われる。それぞれ特徴のある旧庁舎の跡地の活用が図られておりました。地域活性化に、均衡ある地域発展に自治体への期待度、また反面、依存度の高い我が町の特性を知らされたわけであります。

第5回委員会、平成18年3月3日、新庁舎建設検討委員会の経過報告、それから、新庁舎建設調査特別委員会の今後の方向性について協議を行いました。新庁舎検討委員会では平成18年3月6日に諮問事項についての答申を行う予定であり、その役割を終えようとしているのであるが、議会の特別委員会は執行部のこれからの具体的提案に備え、継続調査を行うこととし、各委員からの了承を得ております。

第6回委員会、第7回委員会と、継続調査を決定いただきましたので、調査結果を中間報告として議長に提出するため、意見の集約を行いました。

最後に調査結果について御報告をいたします。

#### 1. 建設の是非について

新庁舎の建設については「是」とする。

建設理由としては、本庁舎は昭和41年建設で老朽化しており、2カ所の支所についても新耐震基準を満たしておらず、災害時の防災拠点としての機能確保を図らなければならない。また、効率的な行財政運営を行っていく上で、適正な施設整備を整える必要がある。

#### 2. 庁舎のあり方について

事務効率上、一極集中型やむなしという意見が多数であったが、支所機能とのかみ合いが問題とされました。住民の協働参加ということが叫ばれるとき、支所に一定の権限を与えるという合併時の約束事項を守ってもらいたいとの意見や、「支所機能を大切にしながら」という検討委員会の表現は優しいが、行財政改革を進めなければならない現実を考えると難しさがあるのではないかという意見もあり、支所機能のあり方は今後の大きな課題になると思われる。

#### 3. 庁舎の規模について

第3回特別委員会で庁舎建設事業費の試算例、財政措置が示され論議されたが、基本構想、ビジョンが示されないと議論が進展しにくい問題があると言える。執行部からの具体的提案を待って検討していくべきであると思われる。

#### 4. 庁舎位置について

1) 加美町役場西側町有地(加美町字西田1番地内)を適地とする検討委員会の意見を尊重すべきである。

2) 検討委員会は財政面からの考えが大きいようであるが、遠隔地からの利便性や新しいよりどころを求めべきとして、国道を中心とした位置に将来展望を求めていく。

3) 庁舎の位置については一番の課題であり、より深い検証をすべき。

以上の三つの意見に大別された。それぞれのシミュレーションに基づいた比較検討がなされるべきで、検討すべき余地も必要性もまだまだ残されている。

#### 5. 建設時期について

合併特例債の期限内に財政的裏づけを整えた上で建設時期を決定すべきとする意見であった。現在の本庁舎が非常に狭隘であり、早急に建設に入るべきとの意見もありました。

現時点では本特別委員会で一致した意見を得られたわけではないが、ほかの委員会と異なり、結論を出す

のはまだ控える傾向も感じられる。

いずれにしても、一つ一つの課題をクリアして町民に納得を得られる方法を選択していくのが現実の課題であると言える。

なお、特別委員会の活動を通じて今後も継続した議論を重ねていく必要がある。

以上、報告といたします。

議長（米澤秋男君） 中間報告が終わりました。

これより特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これにて新庁舎建設調査特別委員会の中間報告を終了いたします。

## 日程第22 議員派遣の件について

議長（米澤秋男君） 日程第22、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第117条の規定により、議員の派遣についてお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。本件についてはお手元に配付したとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、このとおり派遣することに決定しました。

## 日程第23 閉会中の継続調査について

議長（米澤秋男君） 日程第23、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長より委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員長福島久義君より、1．行財政改革の進捗状況について、2．生活基盤の整備状況について結論が出ないため、教育民生常任委員長近藤義次君より、少子高齢化に伴う保健及び福祉体制の充実について結論が出ないため、産業経済常任委員長佐藤善一君より、1．農業経営安定対策について、2．商工・観光の振興と地場産業の育成策について結論が出ないため、議会運営委員長米木正二君より、議会の活性化について結論が出ないため、新庁舎建設調査特別委員長下山孝雄君より、加美町の新庁舎建設に関する事項について結論が出ないため、鳴子町向山地区産業廃棄物処理施設に関する調査特別委員長尾形勝君より、鳴子町向山地区に建設予定の産業廃棄物処理施設に関する事項について結論が出ないため、以上、6委員会から閉会中の継続



調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は22日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決しました。

以上をもちまして、平成18年加美町議会第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後3時28分 閉会

上記会議の経過は、事務局長澤口 信が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成18年9月19日

加美町議会議長 米澤秋男

署名議員 佐藤善一

署名議員 近藤義次